

## Ⅱ. 在宅高齢者の福祉サービス

### 1. 虚弱な高齢者へのサービス (窓口 市介護福祉課 高齢者福祉係)

介護保険制度で自立と通知された高齢者及び要介護認定に該当しない虚弱な高齢者は、次の福祉サービスを受けることができます。

事業名	事業内容	利用料
(1) 生きがい デイサービス	家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、デイサービスセンターへの送迎及び給食・入浴・日常動作訓練などを提供します。 ●利用回数……週1回	1回 300円 他に食事代
(2) いきいき教室	郊外地区にお住まいの高齢者を対象に、生きがいづくりの促進と閉じこもり防止を図るため、地域のコミュニティセンター等に職員を派遣し、介護予防に資する教室を開催します。 ●開催日……月曜日から金曜日（6地区を対象）	1回 500円
(3) 生活管理指導員 派遣	買物や家庭内の整理整頓、関係機関との連絡調整及び健康や栄養管理に関する助言・指導などを提供します。 ●利用回数……週1回（1時間）	1時間 270円
(4) ショートステイ	生活習慣の指導や体調調整などを必要とする高齢者に、特別養護老人ホーム又は老人保健施設において短期入所を提供します。 ●利用日数……年間28日（1回につき7日以内）	1日 380円 他に 食事代・居住費

### 2. 高齢者のみの世帯へのサービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の場合、次の福祉サービスを受けることができます。

事業名	事業内容	利用料
(1) 食の自立支援	食事を作ることが困難又は治療食や配慮食が必要な高齢者を対象に、夕食をお届けします。 ●日曜日を除く週6日以内（祝日は休食）	1食 300円
(2) 除雪・融雪 サービス	冬期間の除雪が困難な高齢者を対象に、除雪又は融雪を提供します。除雪サービスは、緊急時の避難通路を確保するための範囲に限られます。 ●利用対象…前年度市民税が非課税の世帯	除雪サービス 30分 50円 融雪サービス 1時間 300円
(3) 寝具乾燥 サービス	寝具類の乾燥が困難な高齢者を対象に、春と秋の年2回、自宅に特殊車両が訪問し、寝具乾燥を提供します。	無料
(4) 緊急通報 システム	緊急時にボタンを押すだけで消防署に通報できる機器をお貸しします。また、関係機関に日常生活の相談ができる機能があり、在宅生活における不安解消を図ります。	前年分所得税課税所得額により負担有
(5) さわやか 収集支援	家庭から排出されるごみ（一般ごみ・資源物）を自らごみステーションに出すことが困難な高齢者を対象に、戸別にごみを収集するとともに、声掛けによる見守りを行います。	無料

### 3. 要介護4又は要介護5と認定された方へのサービス

介護保険制度の要介護認定において、要介護4又は5と認定され、在宅で生活している高齢者は、次のサービス・助成を受けることができます。

事業名	事業内容	利用料
(1) 訪問理美容サービス	理容院・美容院に行くことが困難な高齢者を対象に、理美容師が自宅に訪問し、理髪を提供します。	1回 1,500円
(2) 入浴サービス	在宅での入浴が困難な高齢者を対象に、特別養護老人ホームへの送迎により入浴を提供します。	1回 1,000円
(3) 寝たきり高齢者等介護用品支給	紙おむつ・尿取りパット等の介護用品を使用している高齢者を対象に、購入に要する経費の一部を助成します。 ●助成対象…前年度市民税が非課税の方	年間60,000円 ※助成額は要介護認定月数や入院期間で異なります。
(4) 移送サービス	福祉ハイヤー等の専用車両でなければ外出が困難な高齢者を対象に、乗車及び機器使用（ストレッチャー等）に伴う料金の一部を助成します。	乗車基本料 24回分を上限 ※機器使用加算別途

### 4. 高齢者などの助成・支給

高齢者の方などに、次のような助成・支給の制度があります。

事業名	事業内容	利用料
(1) 交通費助成制度	高齢者の積極的な社会参加と健康増進を図るため、バス・タクシーのいずれでも使用できる交通費の助成券を交付します。 ●支給対象……①4月1日現在網走市に住所を有する70歳以上の方（年度内に70歳に達する方を含む） ②前年度市民税が非課税の方	年間 5,000円
(2) 火災警報器購入費助成	住宅用火災警報器の購入に伴う費用の一部を助成し、消防法に規定する設置義務の促進と火災による生活不安の解消を図ります。 ●助成対象……①市内で自己所有住宅に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯 ②前年度市民税が非課税の世帯	購入価格の1/2 (上限5,000円)
(3) 家族介護慰労金支給	要介護3以上の認定を受けた方を在宅で1年以上（3ヶ月以上の入院期間を除く。）介護保険サービスを利用せず介護している家族を対象に、慰労金を支給します。 ●支給金額……①要介護4又は5と認定された方で、その世帯全員の前年度市民税が非課税 ⇒ 100,000円 ②要介護4又は5と認定された方で、本人の前年度市民税が非課税 ⇒ 25,000円 ③要介護3と認定された方で、その世帯全員の前年度市民税が非課税 ⇒ 25,000円	

## 5. 介護予防事業、その他の事業について

事業名	事業内容
(1) 高齢者ふれあいの家	ボランティア団体（地域住民グループ）を育成し、高齢者の閉じこもりを防止するとともに、介護予防と生きがいづくりを促進するため、地域に高齢者が集まり語らえる「高齢者ふれあいの家」を市内13箇所に開設しています。
(2) らくらく健康トレーニング	高齢者が活力ある生活が送れるよう、身体機能の維持向上、転倒予防、閉じこもり防止を図るため、市内5箇所で筋力トレーニングを実施しています。
(3) 介護予防事業	要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、運動器の機能向上を目的とした「はつらつ筋力向上トレーニング」及び口腔機能の向上を目的とした「歯つらつ教室」・「口腔機能向上教室」を実施します。
(4) 介護予防教室等	要支援・要介護状態に移行することなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう、40歳以上の方を対象とした「フィットネス教室」の開催及び全ての高齢者を対象とした転倒予防教室・食生活改善・生活習慣改善などの介護予防に資する教室等に助成します。
(5) 高齢者スポーツ趣味等の振興	高齢者の健康増進と生きがいづくりのため、ゲートボール・パークゴルフ大会の開催、高齢者農園の開園、陶芸教室への支援を行います。
(6) 家族介護者交流会	在宅で要介護者を介護する家族を対象に、在宅介護の継続・向上と心身のリフレッシュを図るため、「在宅介護者交流会」を開催します。
(7) 成年後見制度利用支援事業	親族（4親等内）がおらず判断能力が不十分な認知症などの高齢者を対象に、民法で定める成年後見制度の利用に伴う支援を行い、当該高齢者の権利を擁護します。
(8) ふれあい「ほっと」コール	様々な不安を抱える高齢者や介護者を対象に、電話訪問による孤独感の解消や福祉サービス等に関する各種相談、関係機関との連絡調整を行い、安心した生活を支援します。

## 6. 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が主体となり設置している機関です。

保健師（看護師）・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が配置され、介護予防や各種相談など高齢者への総合的な支援を行います。

### ～地域包括支援センターが行う主な事業～

- 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する介護予防ケアマネジメント
- 介護保険・その他サービスや様々な相談を伴う総合的な支援
- 高齢者虐待への対応及び権利擁護・成年後見制度の利用支援
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の相談や困難事例に対する指導・助言
- 介護保険における要支援者に対するケアマネジメント

網走市には2箇所の地域包括支援センターが設置されており、担当する圏域は次のとおりとなります。

### 網走市の地域包括支援センター

名 称	網走市地域包括支援センターふあみりあ	網走市東部・呼人・南部地区 地域包括支援センター（あばしり東）
所在地	網走市桂町4丁目7番11号 桂ヶ丘クリニック内 電話 45-1669	網走市字呼人341番地 レインボーハイツ内 電話 48-2290
担 当 圏 域 及 び 地 域	【北圏域】 北東・海岸町・北西・緑町・字二ツ岩・ 字明治・向陽ヶ丘 【中央・西圏域】 南東・港町・南西・錦町・台町・桂町・新町・ 大曲・字三眺・字天都山・字能取・字平和・ 字卯原内・字越歳・字嘉多山・字二見ヶ岡	【東・呼人圏域】 駒場南1～5丁目・駒場北1～5丁目・潮見・ 字呼人・字八坂・字東網走・字中園 【南圏域】 駒場南6～8丁目・駒場北6丁目・つくしヶ 丘・鱒浦・字豊郷・字藻琴・字昭和・字山里・ 字稲富・字北浜・字丸万・字実豊・字音根内・ 字浦士別・字栄・字清浦

※お住まいの地域を担当する地域包括支援センターをご利用ください。

### ～小地域ケア会議～

地域包括支援センターでは、地域が抱えている課題を解決するため、住民・民生委員・町内会・老人クラブなどの地域支援者と行政・社会福祉協議会・介護保険サービス事業者などの関係機関が協働する「小地域ケア会議」を実施しています。

- 【目的】
- ①地域が抱える課題の共有
  - ②困難事例の支援方法について検討
  - ③地域の社会資源の理解及び活用方法について検討
  - ④様々な制度・サービス等の総理解
  - ⑤課題解決のための他職種協働と連絡調整
  - ⑥地域における研修会や勉強会の実施

小地域ケア会議を希望される場合は下記までご相談ください。

◇圏域を担当する地域包括支援センター

◇市介護福祉課高齢者福祉係（44-6111 内線288・411）

## 7. 福祉施設等について

### (1) シルバーハウジング（高齢者等世話付き住宅）

高齢者等が地域で安全かつ快適に自立した生活を送るため、緊急通報システム等を設置するとともに、生活指導・相談・安否確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等を目的とした生活援助員を配置した市営住宅・道営住宅を供給しています。

- ◇入居対象 高齢者のみの世帯又は高齢者と障がい者の世帯
- ◇費用負担 住宅使用料とは別に生計中心者の前年所得額により負担あり
- ◇問合せ先 市営住宅～市建築課住宅管理係  
道営住宅～総合振興局建設指導課建築住宅係

### (2) 養護老人ホーム

（窓口 市介護福祉課 高齢者福祉係）

原則65歳以上で身寄りのない方や家族と一緒に生活できない理由（心身又は環境及び経済的な理由）のある方が入所の対象になります。

なお、所得制限があるため、入所希望者の属する世帯が市民税所得割課税がある場合は、入所の対象となりません。

- ◇費用負担 入所希望者～年金などの収入により負担あり  
扶養義務者～市民税所得割課税額により負担あり

#### 市内にある養護老人ホーム

施設名	所在地	定員	電話
網走市静湖園	網走市字呼人62番地	50名	48-2525

### (3) ハーモニーヴィレッジ（軽費老人ホーム）

利用者の方々の多様な要望を踏まえ、高齢者に優しい、自立した生活空間が確保できるように工夫された新しいタイプの施設です。

入居された方一人一人の生活リズムを大切に、暖かな心触れ合う暮らしを提供いたします。

また、在宅サービスなどを受けることができますので、安心です。

#### ご利用いただける方

- ・原則として、60歳以上の方  
（ご夫婦で入居される場合には、どちらかお一人が60歳以上）
  - ・自炊することが困難であるが、日常生活程度の身の回りのことのできる方
  - ・住宅事情、ご家庭の事情などによってご家族の方との同居が難しい方
- 入居定数は、30名です。

利用料は、約9万円から14万3千円で収入に応じた体系となっております。

なお、暖房料（11月～3月）8千円の負担となります。

## 8. 後期高齢者医療制度

(窓口 市保険年金課 医療保険係)

75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいのある方は、これまで加入の国民健康保険や社会保険などを脱退し、「後期高齢者医療制度」に移行して医療を受けることとなります。この「後期高齢者医療制度」は、道内全ての市町村で構成する「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営を行い、各種申請や届出などの窓口業務は市役所が行います。

### (対象者)

市内に居住する75歳以上の方（誕生日より）及び、身体障害者手帳（1 - 3級及び4級の一部）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）、療育手帳（A判定）を持っている方は、65歳から申請認定より医療を受けることができます。

ただし、65歳から74歳までで一定の障がいのある方は、後期高齢者医療制度への加入・脱退を選択することができます。

### (保険者証等)

「後期高齢者医療被保険者証」を被保険者一人ひとりに1枚ずつ交付しますので、この被保険者証を提示して医療機関で診療を受けることとなります。

病院などでの窓口負担は1割負担（ただし、現役並み所得者は3割負担）です。

### (保険料)

一人ひとりの保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額となり、原則として年金から天引きされます。（所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。）また、社会保険などの被用者保険の被扶養者だった方も保険料を負担することとなります。（軽減される措置があります。）